

鳥取県告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月7日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
医療法人昌生会 理事長 新田 晴生	米子市中島二丁目1-46	ヘルパーステーション・アヴィラージュ米子観音寺	米子市観音寺新町三丁目84	訪問介護	平成21年4月22日
〃	〃	訪問看護ステーション新田	〃	訪問看護	〃